

令和8年度沼津市就職定着促進事業業務委託 公募仕様書

1 事業の目的

国の推計では、人口減少と少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口が減少し、経済成長が鈍ることが懸念されている。また、総務省の人口移動報告では、東京圏への転入超過幅が拡大しており、再び東京圏への一極集中の傾向が強まっている。

このような中、地方の労働力不足は、ますます深刻化すると懸念されており、特に、学生の採用活動は売り手市場となっていることから、地方企業の人材の獲得競争は、極めて困難な状況に置かれている。

このことから、主に県内外へ進学する大学生等と市内企業との就職マッチングを実現するためには、市内企業はこれまでのように受動的な採用活動ではなく、企業側からの積極的なPRが必要であり、また、学生等の採用に至った場合においても、企業のことをよく理解しないうまま入社したために、働き方に対する認識の違いから早期離職を招くケースがあることから、市内企業の魅力を如何に情報発信するかが重要となっている。

そこで、本事業は、主に県内外へ進学する大学生等に対して情報を発信し、学生等と市内企業が接する機会を創出することで、企業主体で学生を選ぶ採用活動ではなく、学生から選ばれる企業を目指す採用活動を推進することで、就職マッチングを推進するとともに、学生等へ企業理解を深め、就職定着につなげることを目的とする。

2 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務概要

学内企業交流会等の企画運営

4 業務の内容

(1) 学内企業交流会等の企画運営

市内企業と学生が接する機会を創出するため、大学等と連携し、学内企業交流会を開催する。本業務の実施により、市内企業の魅力を学生へ発信するとともに、学生の地元回帰志向の醸成と市内企業への就職マッチングを推進し、採用活動支援及び市内企業への就職促進を図る。

ア 対象者：(学生等) 市内企業への就職を希望すること及びキャリア形成に向けて、企業や業界を幅広く研究することを望む学生等

(参加企業) 市内に本社若しくは事業所がある企業

イ 実施期間：令和9年2月までの間に1校以上で実施

ウ 企画要件：

- ・ 各回 3 社程度の企業を集めること。
- ・ 事前告知、募集案内等の情報発信は、ウェブサイトや SNS、連携する大学の広告媒体等を活用し、学生等に訴求効果の高い手段を使用すること。
- ・ 出展企業の募集は、連携する大学や学部に留意し、求人ニーズのある業界や市内企業を募集すること。
- ・ 開催校の選定に当たっては、本市が包括連携協定を締結している大学等を考慮すること。
- ・ 開催校と十分な調整を行うこと。
- ・ 候補となる具体的な開催校及び開催回数を提案すること。

(2) その他

- ① 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。
- ② 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、委託者と協議すること。
- ③ 受託者は、本業務と併せて委託業務以外の営業等の行為を行ってはならない。
- ④ 市が実施する就職支援サイト「ぬま job」や奨学金返還支援制度、移住・就業支援金等の就職支援関連事業の周知について、連携して実施すること。
 ※沼津しごと応援サイト「ぬま job」 <https://numa-job.net/homes>
- ⑤ 受託者は、本業務の実施にかかる一切の経費を含めること。

5 実施体制

- (1) 受託者は、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- (2) 本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、U・I・J ターン就職支援に関する知識の習得、情報の収集など業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- (3) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資材等を委託料の範囲内で調達する。
- (4) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な打合せ会を設定するなど、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- (5) 受託者は、本業務に係る実績報告として、実施状況等について、委託者に対して適宜報告を行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 受託者は、本業務執行にあたり知りえた情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。
- (8) 随時、電話で連絡、調整できること。

6 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

※各事業終了後、速やかに報告書を提出し、すべての事業終了後に最終報告書を提出すること。

(内容) 募集チラシ、現場写真、結果報告、参加者アンケート分析結果、その他関係資料

7 業務委託料の支払

委託者は、受託者から提出された完了報告書により、業務の履行を確認し、受託者からの適法な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

8 業務実施上の注意点

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができないこととする。ただし、事業実施に必要と認められる業務については、委託者承諾のうえ、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

(2) 業務遂行上の不測の事態

業務遂行上、不測の事態が発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。

9 その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。